

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課 （06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防潮堤敷地内における土地の占用及び工作物等の設置許可
概要	河川の防潮堤を占用しようとする場合は、河川管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市防潮堤管理条例第5条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 小規模橋の設置基準、坂道の設置基準、通路の設置基準、仮設工作物等の設置基準 (いずれも建設局道路河川部河川課窓口にて設置)
審査基準	以下の項目に該当すること 1. 占用許可について (1) 次の全ての事項に該当する場合に限り許可することがある。 ①当該占用により高潮による災害防止に支障が生じないこと。 ②当該占用により防潮堤及びその周辺の景観との調和を損なわないこと。 ③当該占用が防潮堤及びその周辺の土地利用の状況と調和していること。 (2) 工作物の設置を目的とした土地の占用について ①(1)の①～③を満たしていることに加え、当該工作物を防潮堤敷内の土地以外に設けることが困難であり、かつ、工作物の設置が必要やむを得ない場合に限り必要最小限の範囲で許可することがある。 ②工作物の構造は、堤体、壁体、鉄扉その他構造物の損壊や防潮堤の機能を低下させるおそれがないこと。 (3) 占用を認める者 ①原則として国、地方公共団体、公共法人（公社、公団等）、その他これらに準ずる公的主体（地方公共団体と民間法人との共同出資による第三セクター等）に認める。 ②工作物の設置を目的とする土地の占用については、公的主体以外の者であっても必要やむを得ないと認める場合であれば許可することがある。 ③防潮堤敷内の土地を一時的に占用する場合については、公的主体以外の者に対しても認めることがある。 2. 個別の基準 占用内容に応じて、以下の個別事項も併せて満たすこと。 (1) 通路等 ①申請者の所有地が袋地であり（他に接道先がないこと）、接道先が道路法上の認定道路である場合に認めることがある。 ②防潮堤改修事業等により接道を失った土地については、通路等の設置を認めることがある。 ③通路等の構造が「小規模橋の設置基準」「坂道の設置基準」「通路の設置基準」に合致していること。 ④仮設進入路については、既設のものがないなど、必要やむを得ないと認められ、構造が「仮設工作物等の設置基準」に合致している場合に限り認める。 (2) 建築物 仮設建築物については、公共事業の実施に際して必要となる場合であり、構造が「仮設工作物等の設置基準」に合致している場合に限り認める。 (3) 柵類 防潮堤敷内の土地を占用したり工作物を設置することが認められている場合において、それに付随する形で設置する物を除き、防潮機能を妨げないと認められる場合に限り許可することがある。 (4) 排水管 現在、公共下水への接続がされていない場合に限り認める。但し、公共下水が整備され、これに接続可能となった場合は撤去すること。 (5) 反射鏡 道路区域内に設置する場合は道路管理者からの申請を原則とするが、やむを得ず個人が申請する場合には、その設置が必要であることについて区長からの副申書が添付されていること。 (6) 照明灯（防犯灯） 市長からの申請を原則とするが、やむを得ず個人が申請する場合にはその設置が必要であることについて、区長からの副申書が添付されていること。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	防潮堤敷許可申請書及び関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	